

中小企業者の範囲

官公需確保法第2条第1項及び同法施行令第1条の規定により、中小企業者として取扱われるものは、次のとおりです。

【会社及び個人】

会社にあつては、それが主として営む事業が属する業種に応じ、次表の（A）の「資本の額又は出資の総額」又は（B）の「常時使用する従業員の数」のいずれかの要件を充足しているもの。

個人にあつては、それが主として営む事業が属する業種に応じ、次表の（B）の「常時使用する従業員の数」の要件を充足しているもの。

業 種	(A) 資本の額又は 出資の総額	(B) 常時使用する 従業員の数
① 製造業、建設業、運送業、 その他の業種 (②～⑤に掲げる業種を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下
⑤ 政令指定業種		
a. ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
b. ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
c. 旅館業	5千万円以下	200人以下

【組合】

- ① 企業組合
- ② 協業組合
- ③ その他特別な法律によって設立された組合及びその連合会であつて、次に掲げるもの

事業協同組合	事業協同小組合	協同組合連合会
商工組合	商工組合連合会	
商店街振興組合	商店街振興組合連合会	

〔注1〕 ③でいう特別な法律とは、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)及び商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)を指す。

〔注2〕 ③に掲げる組合又はその連合会については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が【会社及び個人】の中小企業者に該当するものに限る。